

投資助言に係る契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

商号 株式会社GCM
住所 〒104-0061 東京都中央区銀座1-13-1 ヒューリック銀座一丁目ビル6階
Tel 03-6263-0131

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。
登録番号：関東財務局長（金商） 第1648号

□ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。当社が提供する助言に基づき、お客様が投資する対象はお客様自身の責任で取捨選択していただきます。ただし、当社は新規公開株式など特定の有価証券等の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断を提供し当該有価証券等の購入や売却を助言する場合があります。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。
- ③ 当社は金融証券市場等に関するマーケットコメント（市況情報）を原則毎営業日（やむを得ない事情により配信を行わない日もあります）配信いたします。また新規公開株式など特定の有価証券等の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断を不定期に提供いたします。当該内容を上記マーケットコメントに含める場合もあり、別途独立して配信する場合があります。また当該投資判断を、当社判断により1日複数回配信することもあります。なお、上記配信以外に、個別の投資相談の提供はいたしません。
- ④ 投資顧問契約は、月定額の報酬額及び消費税相当額がお客様ご利用のクレジットカードにて決済完了、もしくはお客様が当社指定口座に振り込みが完了した日以降翌月末日までとなります。お客様が連続して、もしくは断続的に、報酬額をお支払いいただく毎に契約が更新されます。ただし、当社の提供する助言サービスの条件（内容、報酬額等）に異動が生じる場合は、お客様が変更事項に同意した場合にのみ契約を更新することといたします。

□ 報酬等について

① 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内外の株式、債券等の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

会員区分	報酬額	助言の方法等
一般会員	月定額 11,000円（消費税込） 成功報酬：純利益の50%	WEBサイト上に掲載 または電子メール配信
特別会員	月定額 33,000円（消費税込） 成功報酬：純利益の20%	WEBサイト上に掲載 または電子メール配信

● 月額報酬支払時期及び契約期間について

月定額の報酬額及び消費税相当額を、お客様ご利用のクレジットカードにて決済、もしくはお客様により当社指定口座に振り込みいただきます。お支払いが完了した日以降翌月末日までが契約期間となります。お客様が連続して、もしくは断続的に、報酬額をお支払いいただく毎に契約が更新されます。

● 成功報酬について

当社の投資判断（銘柄、及び目標株価）に基づきお客様が得た売却益のうち上表の基準及び下記計算式により算出した金額（消費税込み）をお支払いいただきます。株式売買に伴いお客様が負担された売買手数料や税金については成功報酬計算根拠となる売却益から控除できます。

$$\begin{aligned} \text{成功報酬} = & \{ (\text{売却時約定株価} - \text{購入時約定株価}) \times \text{売却株数} \} \\ & - \text{株式売却益に係る税額} - \text{証券会社等に支払う売買手数料} \\ & \times \text{成功報酬割合 (一般会員 50\%、特別会員 20\%)} \end{aligned}$$

お客様の行った売買及び負担した税金、手数料等を確認する為、証券会社発行の売買明細（写し）を当社にご提出いただきます。

● 成功報酬のお支払いについて

お客様のご申告に基づき上記計算式によって算出した成功報酬をクレジットカードにて決済、もしくはお客様により当社指定口座に振り込みいただきます。

② その他の費用

- お客様から当社への連絡に要する通信費及びその他付随する費用（お客様の実費負担）
- お客様が当社へ支払う報酬額支払等に要する振込手数料等の費用（お客様の実費負担）

□ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクには、以下のようなものがあります。

① 株式

株式等の売買にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動、当該株式の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、当該株価の変動によって損失が生じる恐れがあります。また外貨建ての証券の場合は売買時の為替レートの変動による影響も受けます。新規公開株式の多くを含む新興市場銘柄については、既存市場とは異なる上場審査基準、上場廃止基準が設けられており、一般の上場会社と比較して設立後間もない会社が多いため、収益基盤が確立されていないことなどにより財務体質が弱い会社があります（信用リスク）。また小規模な会社であることが多いため、株式の流動性が低く、価格が一方に大きく変動したり、換金が困難になることがあります（流動性リスク）。

② 債券

債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者又は元利金の保証者の業務又は財産の状況等の変化により、元利金の支払いの停滞もしくは支払不能（元本削減を含む）のリスクがあります。一方、債券によっては、期限前償還条項が行使されて満期前に償還されることがあり、これによって投資元本未満での償還を受けることがあります。市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。また外貨建債券については上記以外に為替レートの変動や関係国の政治経済情勢、税制等の様々な影響も受けます。

③ 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、少額の委託証拠金を担保として、多額の取引を行う可能性がありますので、損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の業務・財産の状況に変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、損失が生じるおそれ、及びその損失の額が差し入れた委託証拠金の額を上回るおそれがあります。株式関連デリバティブ（ワラント、転換社債、オプション等）は原資産である株式の価値変動により原資産の価値変動率と異なる変動率で価格が変動することがあります。また株式に行使・転換する期限があるため年月の経過に伴い原資産である株式の価格変動が無い状況でも減価してゆきます。当該デリバティブが外貨建ての場合は為替レートの変動の影響も受けます。これらの結果、投資元本を割り込んだり、その全額を失ったり、投資金額以上の損失を被ることがあります。

④ 受益証券等

投資信託やファンド（集団投資スキーム持分）等の受益証券は、その裏付けとなっている株式、債券、インデックス、不動産、商品、事業などの原資産の価値変動や事業の状況の影響により、受益証券の価格や評価額が変動します。また受益証券等が外貨建ての場合は為替レートの変動の影響も受けます。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

⑤ 連鎖的な価値変動リスク

上述の投資対象別の変動に止まらず、国内市場及び海外も含めた市場全体がリスクオフのトレンドに陥った場合は価値変動リスクが連鎖し、かつ増幅されてゆきます。そのような状況下では、お客様のあらゆる投資対象において投資元本を大きく割り込んだり、証拠金取引等に関しては損失の額が差し入れた委託証拠金を上回ることがあります。

□ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いはこちらのとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を發した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

■ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約解除に伴う通信費（電話料金や書面返送に要する郵便料金等）はお客様にご負担いただきます。

■ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

日割り計算した報酬額（当社が受領した月額報酬額及び消費税相当額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。なお契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日を書面により意思表示いただき、契約を解除できます。手続きに必要な書面を当社より郵送いたしますので当社までお問い合わせください。書面に必要事項を記入し当社までご返送ください。お客様のカード決済日前または口座振り込み前に契約解除のお申し出をいただいた場合は、当月を契約最終月とし配信は当月の最終配信日までといたします。カード決済終了後または口座振り込み後に契約解除のお申し出をいただいた場合は、翌月を契約最終月とし配信は翌月の最終配信日までといたします。いずれの場合も日割り精算は行いませんのでご了承ください。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

□ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。なお、租税の詳細や取扱いについては税務の専門家にお客様ご自身でご確認ください。

□ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください。）
- ③ 当社の事情によりご契約いただいている投資顧問契約を解除することがあります。その場合でもお客様にお支払いいただいた報酬額の精算はいたしませんのでご了承ください。
- ④ お客様が投資顧問契約に違反した場合は直ちに契約を解除いたします。またお客様にお支払いいただいた報酬額は返金いたしません。
- ⑤ 当社が、投資助言葉を廃業したとき。

□ 禁止事項（当社）

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ◇ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ◇ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

□ 禁止事項（お客様）

お客様は、当社が提供した助言内容を転送したり、インターネットに掲載したり（お客様を含む当社助言者以外による書き込みの参照も含む）、紙面に複写して他者に提供する事等を含め、第三者へ開示することは一切出来ません。

会社の概要

〒104-0061 東京都中央区銀座1-13-1 ヒューリック銀座一丁目ビル6階
 TEL 03-6263-0131
 株式会社GCM
 関東財務局長（金商）第1648号

1. 資本金 350,000,000円
2. 役員の名 代表取締役 船戸 義徳
 取締役 佐久間 昭文
 取締役 ペック・クリストファー・マイケル
 取締役 安川 誠
 監査役 川戸 淳一郎（川戸淳一郎法律事務所 弁護士）
3. 主要株主 株式会社マジェスティアセットマネジメント
4. 投資判断者及び助言者 船戸 義徳
5. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先
 以下の電話番号、メールアドレスにご連絡ください。
 電話番号 03-6264-4466（事務手続き等）
 03-6268-8811（苦情等申出先：内部管理統括責任者）
 メールアドレス advice@e-gcm.jp（事務手続き等）
 compliance@e-gcm.jp（苦情等申出先：内部管理統括責任者）
6. 当社が加入している金融商品取引業協会
 当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。上記以外に当社は下記協会の会員です。また、下記管轄の財務（支）局で、当社の登録簿を

自由にご覧になれます。

- ・ 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
- ・ 財務省関東財務局

〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

7. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「クレーム・事故等処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記5の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル、月~金9:00-17:00)

(案内ガイダンスに従って操作してください)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

8. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

9. 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、下記の各業務を行っています。

- ・ 投資運用業
- ・ 第二種金融商品取引業
- ・ 総合不動産投資顧問業 総合-第 100 号
- ・ 宅地建物取引業 東京都知事 (3) 第 87239 号
- ・ 貸金業 東京都知事 (1) 第 31666 号

平成 31 年 3 月 1 日 施行

平成 31 年 7 月 1 日 改定

令和元年 10 月 1 日 改定

D1907A (D1801-4)